

| ポイント対象項目                           | 対象者                       | ポイント獲得条件  | 獲得ポイント数   | 獲得タイミング       | 申請方法  |
|------------------------------------|---------------------------|---|---|---------------|---|
| ウォーキング活動参加者<br>(ウォーキングボーナスポイント)    | 被保険者<br>配偶者<br>35歳以上の被扶養者 | 1日当たりの歩数に応じて獲得 5,000～20,000歩<br>月間平均歩数に応じて獲得 5,000～20,000歩  | 2～16ポイント×日<br>20～160ポイント×月  | 対象月の翌月        | 歩数計・スマホアプリのどちらかで計測した歩数データを送信  |
| ウォーキング機器購入者の<br>3か月チャレンジ           | 被保険者<br>配偶者<br>35歳以上の被扶養者 | チャレンジ期間の平均歩数が<br>9,000歩以上で達成<br>期間(4～6月・7～9月・10～12月・1～3月)<br>※達成まで何回でも可能<br>※65歳以上は、7,000歩以上<br>※機器購入者1名につき1回達成すると終了                    | 機器代の半額相当<br>データ送信機セット<br>2,400ポイント<br>歩数計のみ<br>1,400ポイント  | 達成月の翌月        | チャレンジ期間中計測した歩数データを送信  |
| ラフォーレ倶楽部<br>「旅先で健康ウォーキング」<br>セット活用 | 全員                        | ホンダ契約保養所のラフォーレ倶楽部に宿泊し、<br>「旅先で健康ウォーキング」のウォーキングセットを活用  | 1名につき<br>初回：1,000ポイント<br>2回目以降：220ポイント  | 利用月の翌月        | ホンダ健保ホームページから「旅先で健康ウォーキング」セット活用<br>ポイント申請書をダウンロードして必要事項を記入、ホテルチェック<br>イン時にフロントへ提出<br>※Web宿泊予約の場合は、必要事項を入力   |
| スポーツ施設利用者                          | 被保険者<br>配偶者<br>35歳以上の被扶養者 | 同一スポーツ施設を月8日以上利用<br>【対象施設】<br>①ホンダ健保契約スポーツクラブ<br>(コナミ・メガロス・ルネサンス)<br>②日本フィットネス産業協会に加盟しているスポーツクラブ<br>③上記以外の「法人かつWEBページを開設している」<br>スポーツ施設 | 200ポイント×月   | 利用月の翌月        | ①の施設を「法人会員」として利用している方は申請不要<br>①の施設を「個人会員」として利用している方で②及び③の<br>施設を利用している方は、利用月毎に「スポーツ施設利用<br>ポイント申請書」の提出が必要<br>※申請書はホンダ健保ホームページからダウンロードしてください<br>【利用実績の証明方法】<br>利用の都度、スポーツクラブに申請書の「施設証明欄」へ利用実績の<br>証明を貰ってください<br>※証明をもらうための手続き方法は、各施設により異なる可能性が<br>あります |
| 配偶者健診受診者                           | 配偶者のみ                     | ①ホンダ健保の配偶者健診、または退職者健診を受診<br>②ホンダ健保発行の「特定健康審査受診券」を使って受診<br>③パート等勤務先健康診断結果を提出   | (継続受診年数)<br>1年：1,000ポイント×年<br>2年：2,000ポイント×年<br>3年：3,000ポイント×年<br>※4年以上継続は<br>3,000ポイント<br>※継続中断でリセット | 受診月の<br>約3ヶ月後 | ①および②不要(自動的にポイント反映)<br>③ホンダ健保ホームページから「健診結果提出ポイント申請書」を<br>ダウンロードし、必要事項を記入の上、健康診断結果のコピーを<br>添えて提出<br>【提出期限】<br>2023年度分：2023年4月1日～2024年4月30日<br>2024年度分：2024年4月1日～2025年4月30日   |
| 退職者健診・退職者配偶者<br>健診受診者              | 特例・任継                     |   |   |               |   |
| 特定健康診査受診券による<br>特定健診受診者            | 特例・任継<br>(40歳以上)          |   |   |               |   |
| パート等勤務先での<br>健診結果提出者               | 特例・任継<br>(40歳以上)          |   |   |               |   |

- ポイント登録時に資格を喪失している場合には、ポイントは反映されません。
- 資格喪失後、30日を経過すると利用できなくなります。
- 毎月25日はポイント登録日です。(休日の場合は直前の平日)
- 当年度獲得ポイントの有効期限は翌年度末までとなります。
- 上記記載の年齢は、当該年度末時点の年齢です。(当該年度：4月1日～翌年3月31日)